宅地建物取引業法①

総則·定義

〇×式確認問題 【問題】

- * 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは?マークを入れておくと後から復習しやすい。
- 1 Aが、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域内の数筆の自己所有の原野を原野として 売却する場合、Aは、宅地建物取引業の免許(以下、「免許」という。)を必要とする。
- 2 Aが、甲市が所有する宅地を、甲市から代理依頼を受け、甲市の代理人として不特定多数 の者に反復継続して売却する場合、甲市は、宅地建物取引業の免許を必要としない。
- 3 Aが、その所有地にマンションを建築して、一括してBに売却し、Bが自ら各戸の入居者 を募集して賃貸する場合、Aは免許を必要としないが、Bは免許が必要である。
- 4 A社が、自社の工場跡地を区画割し、宅地として反復継続して売却するときに、自社の従業員および得意先の従業員のみを対象としている場合は、A社は、免許を必要としない。
- 5 信託会社は、国土交通大臣に届け出ることなく、一団の宅地の分譲することができるが、 この場合、免許を必要としない。
- 6 A社が兼営事業として宅建業を営んでいる場合で、A社の主たる事務所において宅建業を 営んでおらず、宅建業を営んでいるのは従たる事務所のみである場合でも、主たる事務所は、 宅建業法上の事務所に該当する。